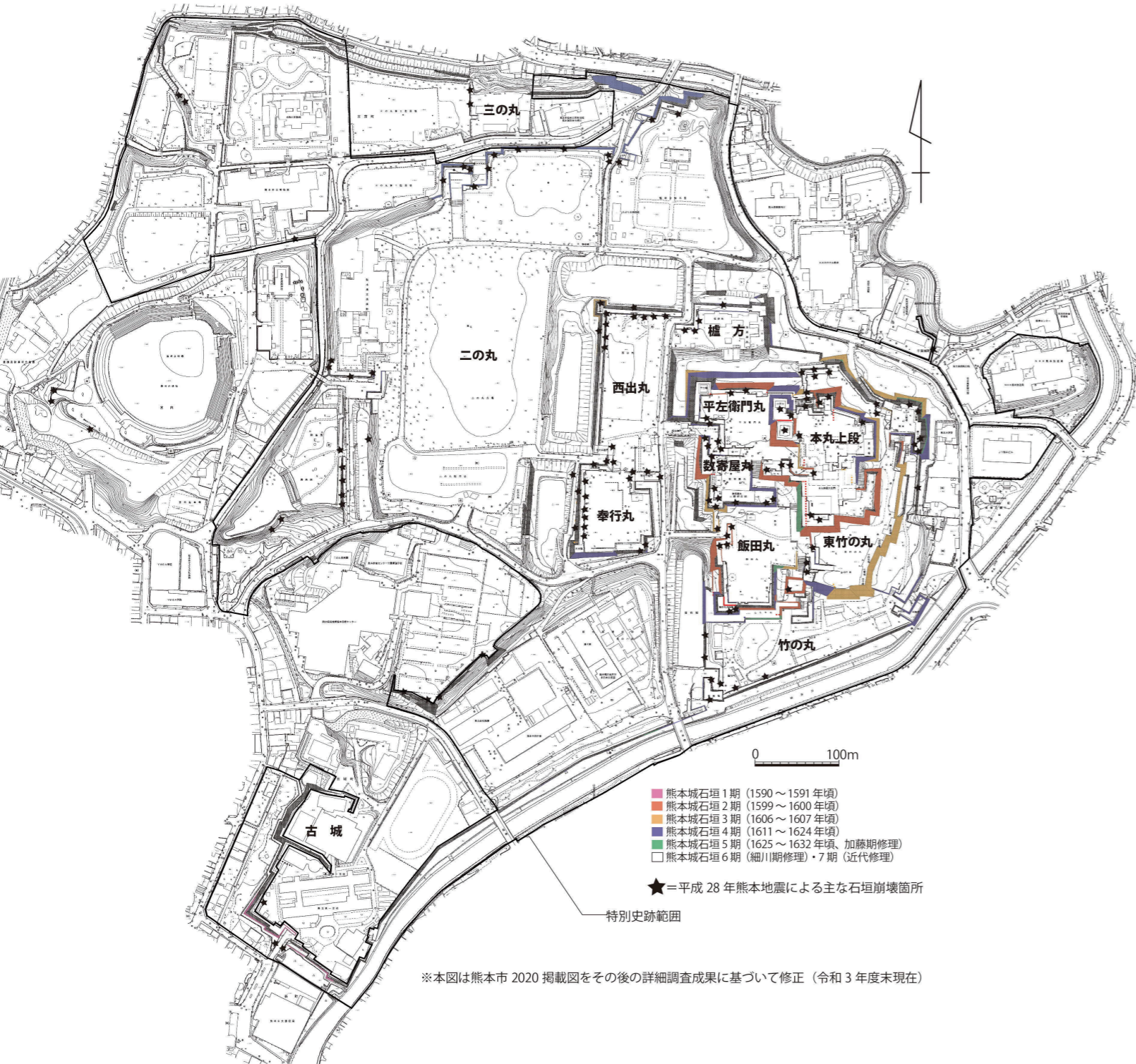


◆ 地震被害と構築当初石垣

熊本城跡は平成 28 年熊本地震で甚大な被害を受けました。石垣については主に崩壊や変状の被害を城域各所で確認しています。一方、特別史跡熊本城跡の石垣に関する最新の研究では、構築当初の石垣と修理の石垣に大別し、構築当初石垣については 4 期にわけて把握しています。

下記の図は 4 期にわたる構築当初の石垣分布図の上に、地震被害による石垣崩壊箇所★を記したものです。この図から、構築当初の石垣ではない箇所の崩壊が目立ちます。また、構築当初の石垣の上にも★を記していますが、石垣の上部が修理されたことがわかっている箇所に該当します。こうしたことから、今回の地震による石垣崩壊が少なくとも一度は修理された箇所で発生していることがわかりました。

なお、石垣変状被害については、構築当初の石垣と修理の石垣の境目付近で発生している事例が多いですが、それ以外の箇所でも確認しているため、変状の要因については旧地形や石垣の立地条件などによるところが推測され、今後も詳細な研究が必要です。



特別史跡 熊本城跡

とくべつしせき くまもとじょうあと

所在地：熊本市中央区本丸 外
 指 定 日：昭和 8 年 (1933) 2 月 28 日 史蹟指定
 昭和 30 年 (1955) 12 月 29 日 特別史跡指定
 令和 元年 (2019) 10 月 16 日 最新追加指定

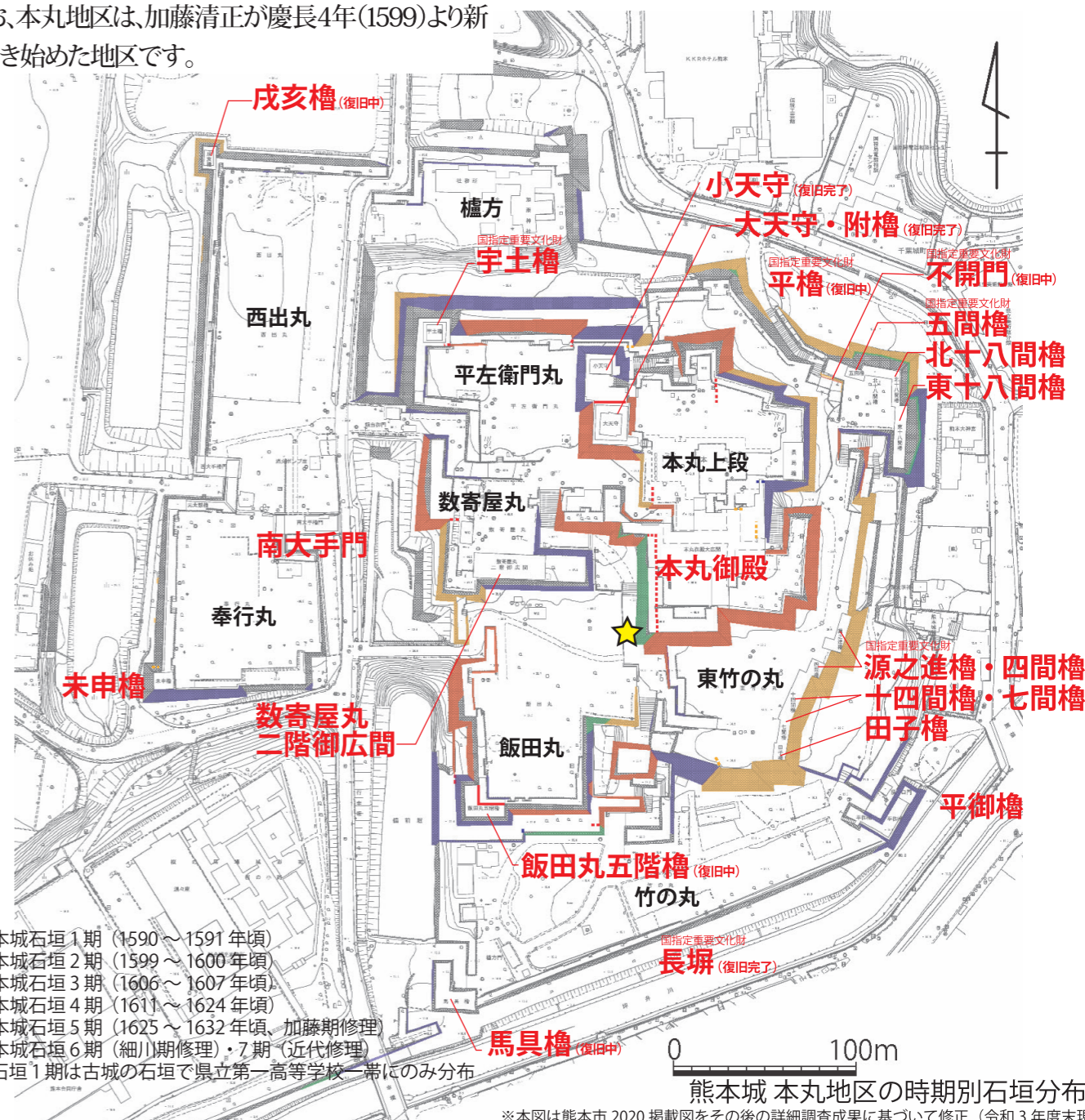
指 定 面 積：約 57.8ha (旧城域面積：約 98ha)
 石 垣 面 数：973 面 (平成 28 年現在)
 石 垣 立 面：79033.12 m² (平成 28 年現在)
 石垣時期区分：7 期に大別 + 文化財修復石垣

(熊本市 2020「第 7 章付論 第 1 節 熊本城の石垣変遷」
 『特別史跡熊本城跡総括報告書 調査研究編』第 2 分冊)
 ※熊本市熊本城調査研究センター HP に
 報告書ダウンロード可能リンク先あり

特別史跡熊本城跡の石垣は、構築当初の石垣と修理の石垣に大別できます。本紙では最新の調査成果に基づいた本丸地区の構築当初石垣と、本丸地区の築城工程を紹介します。なお、本丸地区は、加藤清正が慶長 4 年 (1599) より新城として築き始めた地区です。



★本丸上段西面 二様の新旧石垣 (西から)

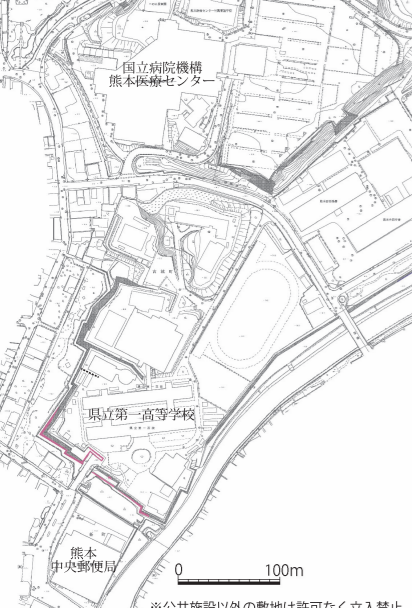


◆ 特別見学通路より見学できる 代表的な構築当初の石垣

① 熊本城石垣 2期 大天守石垣 (西面)
 ◎朝鮮から帰国後の加藤清正時代の代表的な石垣



熊本城石垣 1期 (1590～1591年頃)

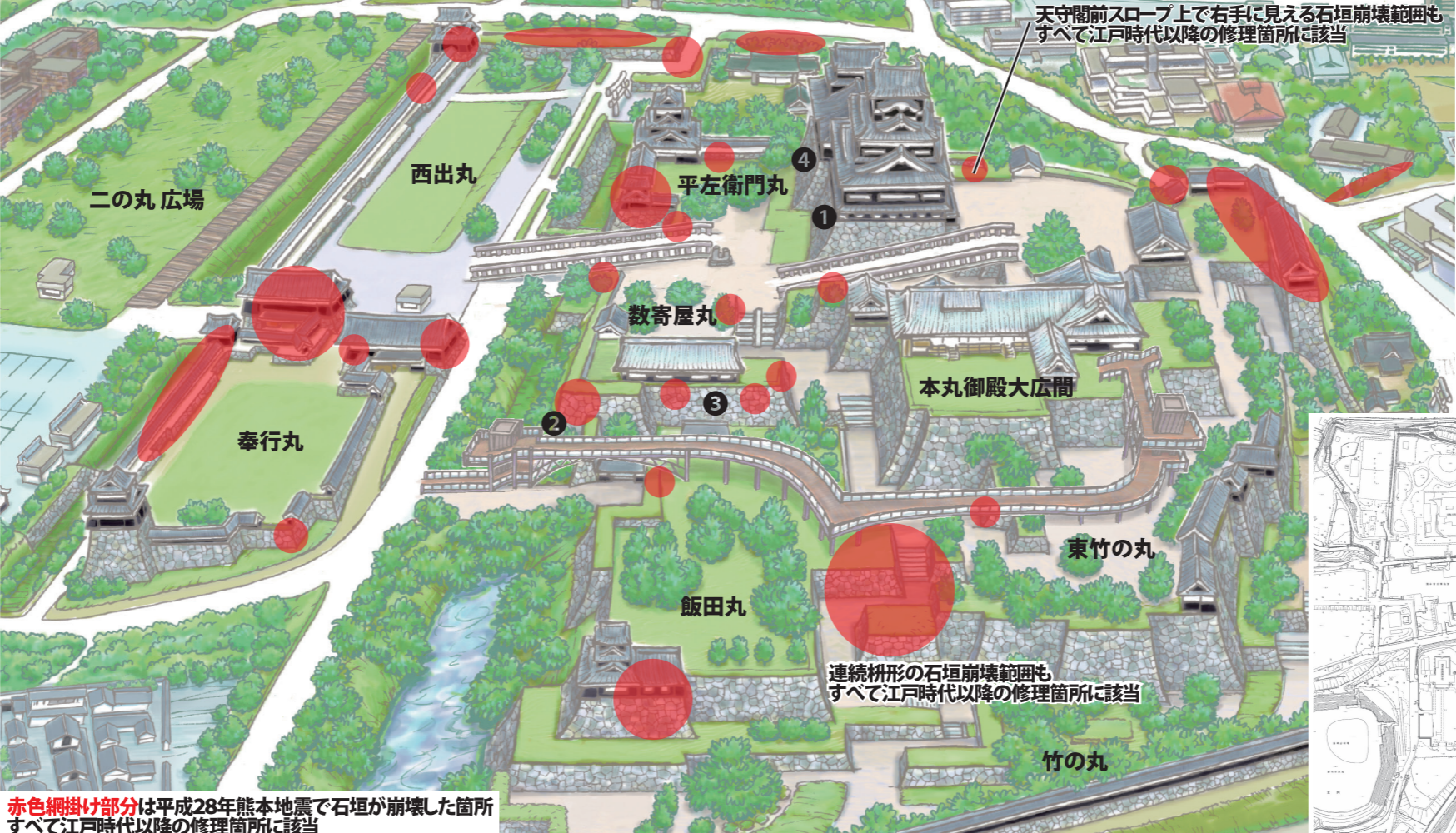


加藤清正は慶長4年(1599)より茶臼山山頂付近に新城を築城

【1期と2期の石垣の特徴差】
 隅角部は重箱積み築石部は石材を整形せず目地が通らないことが共通する。また、石材調達時の痕跡である矢がけがあることも共通する。
 一方で、石垣面の築石面は、1期が「平らな自然面に一部粗割れ面」、2期が「平らな自然面と割れ面が混在」という違いがある。

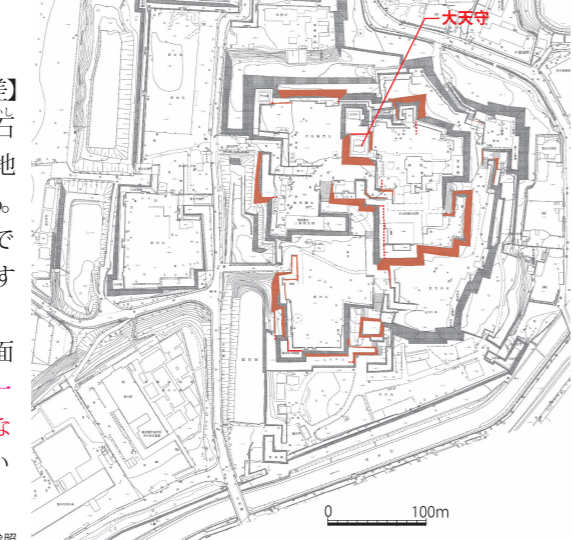


② 熊本城石垣 3期 数寄屋丸五階櫓石垣 (西面)
 ◎特別見学通路から唯一見学可能な3期石垣



赤色網掛け部分は平成28年熊本地震で石垣が崩壊した箇所すべて江戸時代以降の修理箇所へ該当

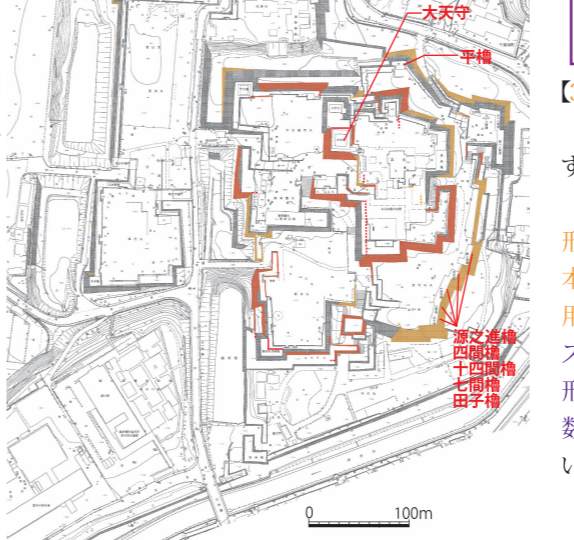
熊本城石垣 2期 (1599～1600年頃)



加藤清正による慶長11年の拡張工事翌12年完成「隈本」から「熊本」に改名

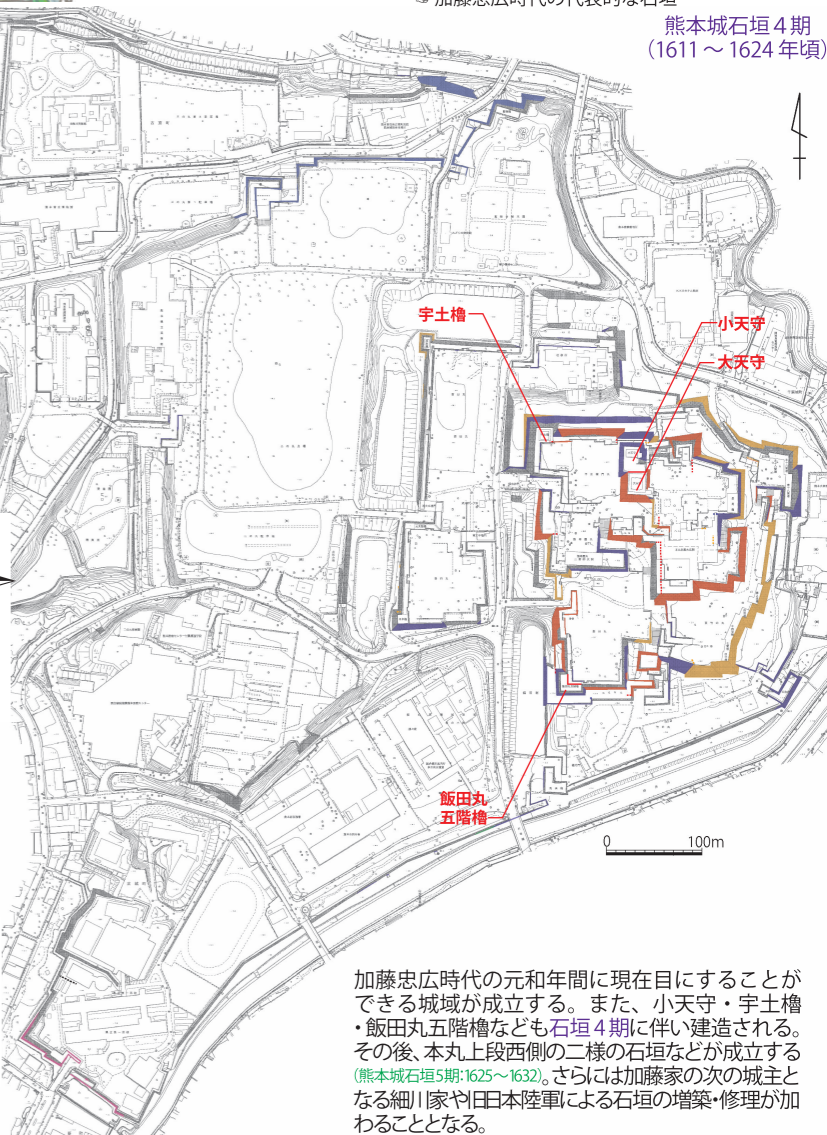
【2期と3期の石垣の特徴差】
 隅角部は2期が重箱積み、3期が算木積みという大きな違いがある。築石部は2期がすべて整形しない石材を使用、3期が一部が整形した石材を含むことに違いがある。

熊本城石垣 3期 (1606～1607年頃)



加藤清正死去直前の慶長16年から拡張工事息子忠広に引き継がれ元和年間(1615～1624)に完成二の丸・三の丸の造営により古城が新城の一部となる

【3期と4期の石垣の特徴差】
 隅角部は算木積みで共通する。築石部は3期が一部に整形した石材を含みながら基本的には整形しない石材を使用して目地が通らず、4期がサイズ不統一ながらも方形に整形した石材が使用され、築石数石分で目地が通るとい違いがある。



加藤忠広時代の元和年間に現在目にする事ができる城域が成立する。また、小天守・宇土櫓・飯田丸五階櫓なども石垣4期に伴い建造される。その後、本丸上段西側の二様の石垣などが成立する(熊本城石垣5期:1625～1632)。さらには加藤家の次の城主となる細川家や日本陸軍による石垣の増築・修理が行われることとなる。

③ 熊本城石垣 4期 数寄屋丸二階大広間石垣 (南面)
 ◎4期石垣上部は明治時代以降に修理され(赤・青破線)、その範囲の中で平成28年熊本地震で被災・崩落した。城内の崩壊したほとんどの石垣は修理された箇所であることがわかってきた。



④ 熊本城石垣 4期 小天守石垣 (西面)
 ◎加藤忠広時代の代表的な石垣

熊本城石垣 4期 (1611～1624年頃)

熊本城跡は文化財保護法で国の特別史跡(建造物・美術工芸品などの文化財指定「国宝」と同じ意味)に指定されています。先人が築いた状態のままを後世に伝えることを目的に指定されているため、現状保存が原則となります。しかし、遺跡(熊本城跡)を現状のまま後世に伝えることが難しい場合などは、きちんとした調査を実施した上で修理が行われます。上下が青帯の本パンフレットは、唯一無二の歴史的証拠の解体を伴わない非破壊の方法で得た調査成果について、より多くの皆さんに手軽にお伝えし、特別史跡熊本城跡としての価値をさらに高めることを目的としたものです。